## 3)教育

## (推進会議の認識)

日本における障害者に対する公教育は特別支援教育によって行われており、法制度として就学先決定にあたっては、基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に就学する原則分離別学の仕組みになっている。障害者権利条約は、障害のある子どもとない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育制度の構築を求めており、こうした観点から、現状を改善するために以下を実施することが必要である。

## 【インクルーシブな教育制度の構築】

人間の多様性を尊重しつつ、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障害者が差別を受けることなく、障害のない人と共に生活し、共に学ぶ教育(インクルーシブ教育)を実現することは、互いの多様性を認め合い、尊重する土壌を形成し、障害者のみならず、障害のない人にとっても生きる力を育むことにつながる。

また、義務教育だけでなく、就学前の教育、高校や大学における教育、就 労に向けた職業教育や能力開発のための技術教育、生涯<u>学習</u>教育等について も、教育の機会均等が保障されなければならない。

#### 【地域における就学と合理的配慮の確保】

障害のある子どもは、障害のない子どもと同様に地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合に加え、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改めるべきである。

したがって、「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」という現行の規定は、障害の種類と程度によって就学先が決定されることを許容し、インクルーシブな教育制度と矛盾する恐れがあるため改められるべきである。

障害のある子どもが小・中学校等(とりわけ通常の学級)に就学した場合に、例えばわかりやすい授業や教材、必要なコミュニケーション、学校における移動支援、医療的ケア等、その他各人のニーズに応じた合理的配慮が提

供されなければならない。当該学校の設置者は、追加的な教職員配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずるべきである。

## 【学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障】

手話・点字・補聴援助・要約筆記等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、ろう者を含む手話に通じた教員や視覚障害者を含む点字に通じた教員、手話通訳者、要約筆記者等の確保や、教員の専門性向上に必要な措置を講ずるべきである。

さらに、教育現場において、一人ひとりのニーズに基づき、あらゆる障害の特性に応じたコミュニケーション手段を確保するため、教育方法の工夫・改善、電子教科書を含む使いやすく、わかりやすい教科書の保障等必要な措置を講ずるべきである。

## 【交流及び共同学習】

交流及び共同学習には、様々な形態がある。例えば、特別支援学校と小・中学校等の間で行う学校間交流、特別支援学級と通常学級との学校内での交流、居住地の学校で行う居住地校交流、地域の人々との地域交流等があり、それぞれ、直接一緒に活動する直接交流と、手紙やビデオテープの交換等を介して行う間接交流がある。

しかし、学校間交流は年に数回であることが多く、直接交流が可能となっても移動の際に親が付き添いを求められるなど、多くの課題がある。交流及び共同学習は分けられた教育環境が前提となるため、原則分離の教育のままでは障害者権利条約で規定しているインクルーシブ教育は実現しない。地域社会の一員となる教育の在り方という観点から見直されるべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- 障害のある子どもは、他の子どもと等しく教育を受ける権利を有し、その権利を実現するためにインクルーシブな教育制度を構築すること。
- 「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」という現行

の規定は、障害の種類と程度によって就学先が決定されることを許容し、 インクルーシブな教育制度と矛盾する恐れがあるため表現を改めること。

- ・ 障害のある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶことができること を原則とするとともに、本人・保護者が望む場合に加えて、最も適切な言語やコミュニケーションを習得するために特別支援学校・学級を選択できるようにすること。
- ・ 本人・保護者の意に反して、地域社会での学びの機会を奪われることの ないようにすること。
- ・ 学校設置者は、当該障害者に必要な合理的配慮を提供することはもとより、追加的な教職員の配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずること。
- ・ インクルーシブな教育の原則を踏まえ、子ども同士のつながりを障害のない子どもと同程度にするように交流及び共同学習の実施方法を見直すこと。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害のある子どもの教育的ニーズに的確にこたえられる教育を提供する 多様で柔軟な仕組みを整備するとともに、そのために必要な合理的配慮や 必要な支援が提供されるために必要な施策を講ずること。
- 障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習について、互いに地域社会を含む社会の一員としての相互理解が深められるよう必要な施策を講ずること。

## 4)健康、医療

#### (推進会議の認識)

障害者権利条約の考え方を踏まえ、すべての障害者が可能な限り最高水準

の健康を享受し、その尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害に基づく差別なしに必要な医療が自らの選択によって受けられるようにすべきであり、医療提供に当たっては、人権の尊重が徹底されなければならない。こうした医療の提供は、地域生活を支援する必要なサービスの提供と相互に連携してなされなければならない。

同時に、先端医療分野で障害原因の軽減や根本治癒が再生医療として可能 となりつつある現状を踏まえ、この分野においても希少疾患として障害者が 取り残されることがないように、必要な措置が実施さ講じられるべきである。

## 【地域生活を可能とする医療の提供】

障害者が安心して地域社会で生活を営むことができるためには、まずは、 障害に基づく医療拒否等の差別が禁止されなければならない。

また、医療及び医療的ケアの必要性が高い重症心身障害者<u>や重度障害者</u>等が地域社会での日常生活を営むためには、医療及び医療的ケア(たん吸引、経管栄養等)が日常生活、社会生活の場において円滑に提供されなければならず、そのための体制確保が必須である。

さらには、日常生活における医療的ケアが、介助者等にも行えるようにするなど、地域生活のために必要な行為として制度的に保障されるべきである。

### 【難病、その他希少疾患等に対する適切なサービス提供及び調査研究の推進】

難病、その他希少疾患等(以下、「難病等」という。)については、本人、 家族や周囲の者はもとより、医療関係者においても適切かつ十分な理解がな されておらず、これらの難病等に対して早期になすべき対応に遅れが出たり、 適切な医療が提供されなかったり、地域社会で生活するうえで必要となる生 活支援のためのサービスがない場合もある。

そこで、これらの難病等により支援の必要な状態にある人に対して、医療面での対応として、身近なところで専門性のある医療サービスを受けることができる環境整備を進めるとともに、地域社会で生活するうえでの困難に対して、その生活を支援するためのサービスが提供されなければならない。

さらに、障害の原因となるこれらの難病等の予防や治療に関する調査及び 研究を推進することが必要である。

## 【人権尊重の観点からの精神医療の体制整備】

精神医療のニーズを十分に精査し、必要最低限かつ適正な数の病床数への削減を行い、急性期・重症患者等への医療の充実を図るとともに、入院を要しない精神障害者への地域での医療提供体制を確保する。その際には、人権への理解を含め高い資質を備えた者による医療サービス提供体制が確保されなければならない。

入院及び隔離拘束の際の保護者に<u>替代</u>わる公的機関<u>(司法の関与を含む。)</u> の責任が明記されなければならない。

さらに、苦情処理、権利擁護などを行う第三者機関による新たな監視システムが必要である。

今後、これまでの<u>施設収容に偏った</u>病院への入院を主体とする</u>施策を転換し、人権擁護に基づいた地域に根差した精神医療体制を構築すべきである。

また、精神障害者及び家族に対して、病状及び治療方針などの情報が十分に提供されなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 十分な説明を受けた上で、自由な意思に基づく同意・選択によって障害 に基づく差別なしに必要な医療が受けられること。
- ・ 医療及び医療的ケアの必要性が高い重症心身障害者<u>や重度障害者</u>等が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、日常生活、社会生活の場において訪問医療等の必要な医療や生活支援サービスが提供されること。
- 日常生活における医療的ケアが、介助者等によっても行える体制の整備がなされること。難病その他の疾患等により支援の必要な状態にある人には、身近なところで専門性のある医療が提供されるとともに、地域社会で自立した生活を営むために必要なサービスが提供されること。
- ・ 障害原因の軽減や根本治癒についての再生医療に関する研究開発の推進が図れるよう必要な措置をとる取ること。

- 難病等についての調査研究の推進がなされること。
- 人権尊重の観点を踏まえた適切な精神医療の体制整備が図られること。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 〇 障害者の人権に配慮しつつ、必要な医療が提供されるために必要な施策 を講ずること。
- 障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、日常生活に おける可能な限り身近なところで必要な医療や支援サービスが提供される ために必要な施策を講ずること。
- 〇 障害の原因となる難病等の治療や症状の軽減に係る調査及び研究を推進 すること。

# 5) 障害原因の予防

## (推進会議の認識)

「障害の予防」という表現には、「障害はあってはならず、治療しなければならないもの」という否定的な障害観が反映されている反面、障害の悪化を防ぐことや、健康維持と適切な保健サービスの提供という観点から、疾病等の早期発見、早期治療を含む予防の必要性を読みとることも可能である。

このようにこれまでの早期発見、早期治療による「障害の予防」にかかわる施策の背景として、①優生思想に基づく障害を否定する考え方、②健康維持と予防医学の観点から障害の原因となる傷病の発生予防や早期発見及び早期治療を推進する考え方、③障害の原因となる難病等の予防及び治療に関する調査及び研究を推進する考えがあり、「障害の予防」という言葉をめぐって関係者の間で見解の相違が生じていたものと思われる。

早期発見及び早期治療が優生思想や否定的な障害観に基づいて行われることなく、誰もが適切な保健・医療サービスを安心して受けられるようにしていかなければならない。

## 【「障害の予防」に対する基本的考え方】

そこで、障害の原因となる傷病や疾病に対する予防対策は、障害者施策としてではなく、一般公衆衛生施策の中で行われていることから、「障害は不幸である」といった差別や偏見を与えかねない「障害の予防」という表現は避けるべきである。

必要な情報提供の下で快適な生活を送るための健康の増進に不可欠な条件整備の一環として、疾病等の発生原因解明のための基礎研究、治療法の開発・改善に係る臨床研究に対して積極的な対策を講ずるべきである。

## 【予防と支援】

どのような障害があっても地域社会の中で育ち、学び、生活し、働くといった地域生活を実現していくためにも、障害の原因となる疾病等が早期発見されることによって、それ以前の生活が脅かされることなく、他の者と同じ地域社会で生活を送りながら、早期の段階から医療を含めた必要な支援を得ることができる体制づくりが重要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- 「障害の予防」という表現は使用しないこと。
- ・ 障害の原因となる疾病に対する予防対策は、一般公衆衛生施策の中で位 置付けられて行われること。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害に対する否定的な考え方を前提とする表現は用いないこと。
- 〇 障害の原因の予防のための施策は、公衆衛生又は医療に係る施策の一環 として講ずること。
- 6)精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保 (推進会議の認識)

障害者施策のなかでも、従来の精神障害者施策においては、保護と収容に 重きが置かれてきたことを背景として、いわゆる「社会的入院」患者が推定 で7万人いると言われる状況が存続している。

また、精神障害者の非自発的入院に関する現行制度は、措置入院、医療保護入院等の入院形態や「保護者制度」も含め、自由を剥奪することなく本人の自己決定権を尊重すべきであることや家族の負担の軽減等の観点から大きな問題を含んでいる。

精神障害者施策をめぐるこうした諸課題の解決には、退院促進や地域生活 支援のサービスが有機的に連携して提供され、社会的入院を解消して地域社 会で生活できるよう現状からの具体的かつ速やかな移行の仕組みが構築され なければならない。

同時に、自らの選択により医療を受けることが基本であることを再確認し するとともに、入院しなくても治療が地域で受けられる体制の整備により、 入院を選択せずに治療をうけられるようにするなど自らの意思に基づく入院 自体が必要最小限になるよう図り、制度上の問題を多く含んでいる現行の精神保健福祉法及び医療観察法については、その廃止を含め抜本的に見直し、 非自発的な医療が提供される場合には適正な手続が確保されるようにする必要がある。

# 【社会的入院の解消】

精神障害者が長期間にわたり病院の閉鎖された空間での生活を強いられる 制度設計がなされてきたことを踏まえ、国の責務として、精神障害者が地域 社会での自立した生活へと移行することを支援し、地域社会へのインクルー ジョンを実現していくことが喫緊の課題となっていることに鑑み、以下の施 策を展開していくことが必要である。

- 精神障害者及び家族への地域生活支援に関する十分な情報の提供。
- 精神医療は、地域に根差した医療体制を基本とすること。地域支援を含む不安や困難に対する常時利用可能な相談支援を24時間365日提供可能な体制の整備。

この仕組みを構築するにあたっては、地域社会で生活を営むことを基本と してサービスが提供されなければならない。

## 【非自発的医療に係る人権尊重の観点からの適正手続の確保等】

精神障害者に係る非自発的な入院や医療上の処遇については、人権の尊重 を徹底する観点から、適正な手続を確保することが不可欠である。特に、以 下の点が重要である。

- ・ 非自発的な入院、隔離拘束等が行われる場合に、障害者権利条約を踏ま え、人権尊重の観点から、自らの判断と選択による医療の利用が基本であ ることに鑑み、非自発的な(本人の意に反した又は本人の意思を確認する ことができない状態における)入院の際の他の者との平等に基づく具体的 な適正手続の在り方を明確化するとともに、第三者機関による監視等を含 め、現行制度を大幅に見直し新たな仕組みを構築すること。
- ・ 医療保護入院に係る同意を含む現行の「保護者制度」を抜本的に見直すことが必要である。すなわち、現行の医療保護入院制度を廃止し、公的機関がその役割を適切に果たすよう新たな仕組みを構築すること。
- ・ 精神疾患を有する者の、急性期・重症患者等入院ニーズを精査した上で の必要精神病床数を算出し、それを超えて現存する精神病床については、 国の責務で削減を行い、それに代わる地域での医療体制を構築すること。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ すべての精神障害者は、原則として病院への隔離・収容を受けることなく く強制的な入院を受けることなく、地域社会において必要な支援を受けな がら自立した生活を営む権利があること。
- ・ 自らの判断と選択による精神医療の利用が基本であるとともに、例外的 に非自発的な医療が行われる場合には、厳密で適正な手続きが確保される こと。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○ 精神障害者の地域移行を計画的に推進し、地域社会において必要な支援 を受けながら自立した生活を送れるように必要な施策を講ずるとともに、 精神医療の提供に当たっては、適正な手続きに従って行われなければなら ないこと。

### 7) 障害のある子ども

### (推進会議の認識)

## 【障害のある子どもの他の子どもとの平等の確保】

障害のある子どもに対しては、一般の児童施策において取り組まれるべきであり、障害のない子どもと等しく、すべての権利が保障されるべきである。 生命、生存、及び成長の権利が保障されると共に、医療、福祉、教育について、同年齢の子どもと同じ権利が保障されるべきである。子ども期においては、特に、遊びや余暇について、同年齢の子どもと同等に楽しむことができるよう、障害に基づいて不利益な取扱いが生じないようにしなければならない。

# 【障害のある子どもにとっての最善の利益】

障害のある子どもにかかわる判断や決定においては、最善の利益が考慮されなければならない。その際に、障害のある子どもの父母、又は親権者が第一義的責任と権限をもち、障害のない子どもと同じように尊厳と成長が保障されるよう、基本的人権が保障されなければならない。

#### 【障害のある子どもの意見表明をする権利】

障害のある子どもは、障害及び年齢に適した支援を活用しつつ、自己にかかわる事柄について自由に意見を表明する権利をもち、その表明された意見が障害のない子どもの意見と同等に、すべての関係者において、考慮されなければならない。意見表明における意見には、明示された意見のほか、子どもの意思や感情の動きを含めるべきであり、国及び地方公共団体は、意見表明権を保障するため、それらを的確に読み取ることができる体制や環境を整備しなければならい。

#### 【障害のある子ども及び家族への支援】

乳幼児期の障害のある子どもについては、早期に適切な支援を得られなければ後に障害をもつ可能性が高い子どもを含め、機能障害の存在が確定でき

ない段階から継続的で、「養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無 償」の支援が子どもとその家族に対して講じられるべきである。

家族への支援では、障害のある子どもが家族の一員として尊重されるように提供されるべきであるが、家族による養育が困難な場合であっても、親族や家族に代わるような代替的な監護を提供する環境が保障されるべきであり、障害に基づいて家族や地域社会から隔離されないように配慮されなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害のある子どもは、障害のない子どもと等しく、すべての権利が保障 されること。
- ・ 障害のある子どもに対しては、一般の児童施策において取り組まれ、個 人に必要な合理的配慮と必要な支援を講ずること。
- ・ 障害のある子どもは、意見を表明するための支援を受けつつ、自己にか かわる事項について意見を表明する権利があり、表明された意見はすべて の関係者によって考慮されること。
- ・ 障害のある子どもにかかわる判断や決定について、第一次的責任と権限 を有する保護者及び親権者は、障害児が表明した意見を最大限尊重して、 その判断をなすべきであること。
- ・ 障害に基づいて家族や地域社会から隔離されたり、不利益な取り扱い受けずに、一人の子どもとして尊重されるよう、障害のある子ども及びその家族に対する支援を講ずること。

<del>(基本法改正に当たって政府に求める意見)</del>

## 87) 相談等

## (推進会議の認識)

障害者にとって、乳幼時やその後の人生の節目において、また医療、就労等を含む生活の様々な分野に関し相談できる体制があることが重要である。 しかし、どこに、どのような相談機関があるのかを探すことからはじめなければならず、ようやく相談が始まっても高圧的な対応をされたり、必要なコミュニケーション支援がないばかりに必要な情報を得られずに放置されてしまう等の経験をもつ障害者は多い。

## 【身近な地域での相談等】

そこで、まず、地域の身近な場所で、いつでも対応できる相談の体制づくりが求められる。相談機関相互の連携だけでなく、専門的知見を有する障害者団体による支援、様々な相談を受け止め、相談分野を限定しないいわゆるワン・ストップ・ステーションを含め障害者の権利を擁護し、本人中心の支援を行い、相談内容を解決できる相談体制が必要である。

### 【相談におけるコミュニケーションの確保】

相談において、手話、点字、筆談、要約筆記、指点字等<u>の使用</u>をはじめ、知的障害・発達障害においても、一人ひとり<u>の個別ニーズ</u>に対応したコミュニケーション手段を<u>利用活用することができるようなど</u>、多様なコミュニケーション手段を求めに応じて確保すべきである。

## 【障害当事者等による相談活動】

障害当事者が、障害者自身の尊厳を回復し、自己の権利を理解し、自己決定できるよう、障害当事者が相談活動を担ういわゆるピア・カウンセリング <u>や障害者の親同士、兄弟・姉妹同士の</u>を相談等<u>を</u>に積極的に活用し、促進する必要がある。また、地域での自立生活体験等の機会を提供し、地域生活のイメージを具体化する等のエンパワーメント支援ができるようにする必要がある。また、専門的知識を有する障害者団体が、広域的な相談支援ができるようにする必要がある。

### 【相談者の研修】

相談を効果的に実施するためには、相談業務にかかわる者の資質が大きく 問われる。

そこで、まず、障害を正しく理解でき、適切に相談業務が担えるよう、研修を充実するべきである。

また、障害者が尊厳を回復し、権利を主張できるよう、相談を担う者の知識や技能を高めることが求められる。

さらに、障害者に対する差別に関する知識、障害のある女性、子ども、重度障害者が複合的な差別を受ける立場にあることについての理解等、人権について研修が実施されるべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者が利用しやすい身近な場で、いつでも相談を利用できる体制を整備し、相談の場面では、本人中心の支援がされ、障害者の求めに応じ必要なコミュニケーション手段を提供すること。
- ・ 障害者<u>自身・家族</u>が相談業務を担う機会を増やすために必要な措置を講 ず<del>じ</del>ること。
  - ・ 相談業務を担う者に対し、障害についての知識、障害者に対する差別に 関する知識、障害のある女性、子ども、重度障害者が複合的な差別を受け る立場にあることについての理解等、人権について研修を行うこと。

# (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が必要なコミュニケーション手段の提供を受けながら身近な地域 で相談することができるための施策を講ずること。
- O 障害者に関する相談が適切に行われるよう、障害者自身による相談対応 やそれ以外の者による相談対応など、相談対応を行う者に対する必要な研 修等の必要な施策を講ずること。

# 98) 住宅

## (推進会議の認識)

日本ではいまだに多くの障害者が施設や精神科病院での暮らしを余儀なく されている。また地域社会で暮らす障害者にとっても、<u>住居住宅</u>の確保にさま ざまな困難を抱えている。

そこで、国又は地方公共団体は、特定の生活様式を強いられることなく、何処で、誰と住むかについての選択ができる障害者の地域社会で暮らす権利を促進するため、下記の諸点を含む計画的な住宅の確保のための措置を取るべきである。

# 【公営住宅利用における課題】

障害者にとって利用しやすい公営住宅の提供は、不十分である上に、障害に配慮したアクセシブルな住宅の提供は、限られている。市街地から離れた場所に建設される公営住宅は、公共交通機関等を利用しにくい場合、社会参加が制限される。公営住宅法施行令には重度障害者の単身入居について一定の条件を附したいわゆる「相対的欠格条項」があり、単身入居が制限されている。

このような状況を改善するため、以下を実施すべきである。

- ・ 公営住宅が地域生活を可能にし、地域移行を促進するための基盤の一つとしての役割を果たし得るものであることから、バリアフリーの観点から障害に配慮した公営住宅の数を増やすだけでなく、ユニバーサルデザインの観点から、すべての建物が障害者や高齢者が利用できる公営住宅の整備を計画的に取り組む。特に、障害者の単身者用の公営住宅の整備を促進する。
- 公営住宅の申し込みに当たり、常時介助が必要な障害者であっても入居資格に条件を付されることなく、単身で入居申込みができる制度にする。

【国土交通省】

### 【民間賃貸住宅利用における課題】

障害者が民間賃貸住宅を利用する際に、申込者又は同居予定者が障害者であること、バリア(障壁)を除去するための改造が必要であること、退出時の原 状回復が困難であること等を理由に、入居拒否される等のトラブルが生じてい る。

このような状況を改善するため、以下を実施すべきである。

- ・ 障害者の利用しやすい民間住宅の建築を促進するため、バリアフリー化が 進んだ良質な住宅建設築に対し、補助金や金利優遇措置等を講ずるとともに 、<u>小規模賃貸住宅も含め</u>バリアフリー改修工事に係る費用助成等の施策も促 進する。
- ・ 公的な家賃債務保証制度は、基本約定締結の対象戸数に比べ保証引受件数が少ないことから、利用者に対する制度の周知を図るとともに、利用しやすい仕組みづくりの在り方を検討し、より利用しやすい債務保証制度となるように必要な措置を講ずる。
- ・ 住宅セーフティネット法に基づき居住支援協議会(地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等で構成)を組織することができるが、有効に活用されていない実態を踏まえ、必要な支援を講ずる。
- ・ 民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するとともに、賃貸契約の申込み拒絶 等、民間賃貸住宅の利用に当たり生じる問題において、差別問題が発生しな いよう当面対応可能な必要な措置を取りつつ、その解決の仕組みの在り方に ついて、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議においても検討 を進める。

【国土交通省】

# 【グループホーム、ケアホームに関する課題】

グループホーム、ケアホームは、施設からの地域移行や保護者に依存した生活から自立するための多様な住まいの一つの形態としての役割を担っている。

しかしながら、グループホーム等の建設に当たり、周辺住民からの反対がおき、中断されることがある。障害者が入居する時に限って、地方自治体によっては法律上の根拠がないにもかかわらず事業の実施主体に地域住民から建設の了解を取るように求める場合もあり、これについては障害者に対してだけ特別な条件を課すものではないかとの指摘もある。グループホーム等を建設する

に際して、建築基準法や消防法の規制に対応できず、建築を断念せざるを得ない場合もある。

さらには、利用者に対して、居宅支援サービスの利用ができるようにすべき との要望がある。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 公営住宅をグループホーム等として利用が進むよう必要な措置を講ずる。 【国土交通省】
- ・ グループホーム等における支援の在り方について、居宅支援サービス等も 含め、通常の生活形態により近い形の規模と内容において、居住者のニーズ に応じた多様な支援が可能となるよう、引き続き総合福祉部会で検討する。
- ・ グループホーム等の建設に当たって、建築基準法や消防法の基準を満たす 上で必要となる設備等に対する必要な支援を講ずるとともに、既存の集合住 宅等を利用した棟を一にしない形のグループホーム等の形態について、総合 福祉部会における議論も踏まえつつ必要な措置を講ずる。
- ・ グループホーム等の建設に際し、地域住民との間に生じたトラブルについては、差別禁止部会における議論も踏まえつつ、紛争を調整する仕組みの構築等必要な措置を講ずる。

【厚生労働省】

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

・ 障害者の地域社会での生活を可能とするため、公営住宅施策においては、 障害者の地域移行を促進し、また重度の障害者も含め、障害者の居住に適し た住宅の提供という観点から計画的に整備し、民間住宅政策においては、民 間賃貸住宅への入居の円滑化を促進するとともに、居住可能な住宅建設や容 易に利用するうえで必要となる支援の措置を取るという観点から、総合的な 住宅施策をとること。

(政府に求める今後の取組に関する意見)

- 〇 障害者の個々のニーズに応じた住宅を確保するため、公営住宅を含めた賃貸住宅等が的確に供給されるよう、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 住宅のバリアフリー化を促進するための支援策について検討を行い、平成 24 年内を目途に結論を得る。
- 〇 公的な家賃債務保証制度を利用しやすくするための具体的方策や、住宅 セーフティーネット法に基づく居住支援協議会が有効に活用されるための 具体的方策について検討し、平成24年内を目途に結論を得る。
- O 民間賃貸住宅の利用に当たり生じ得る障害に基づく入居拒否の問題への対処を含め、障害者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、必要な支援について、差別禁止部会での議論を踏まえて検討し、平成24年度内を目途に結論を得る。
- グループホーム等の建設に際し、地域住民との間において生ずるトラブルへの対応については、差別禁止部会における議論も踏まえつつ検討し、 平成24年度内を目途に結論を得る。

# (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○ 障害者の地域移行を促進し、地域社会における生活を可能とするため、 様々な障害者の生活のニーズに応じた住宅を確保するために必要な施策を 講ずること。

# 109) ユニバーサルデザインと技術開発

#### (推進会議の問題認識)

現代社会において、規格化された大量に生産される商品だけでなく、自動化された機器、それらが組み込まれた一連の様々なシステムとそれに基づくサービスなどが利用できなければ、障害の有無にかかわらず、多くの人が日常生活や社会生活を営むうえで、多くの困難を経験することになる。

そこで、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできるというユニバーサルデザインの考え方が、単に製品だけでなく、広く、環境、計画及びサービスの設計などについても、求められることになる。

<u>しかし、特に障害者の私たちの</u>日常生活や社会生活は、<del>障害者には</del>利用できない商品やサービス、<u>や</u>様々な社会環境に囲まれていると言っても過言ではない。

例えば、視覚障害のある人<u>にとって</u>が、買い物やレストランに行くために、 お金を引き出そうとしても、改良が加えられたといっても、中には、いまだに 使えない銀行のATMのタッチパネル<u>やを使えないし、</u>駅の券売機も存在する 。同じように使えない。ドラッグストアで風邪薬を買っても効能書きは点訳化 されておらず、同時に買った胃薬も似たような容器であれば、風邪薬との違い も分からない。レストランに入ってもメニューはいちいち店員に全部読んでも らわなければ、中身が分からない。図書館で調べ物をしようとしても、点訳されている本は、ほんのわずかしかない。

また、従来は車いす用専用のトイレとされていたものが、多機能化され一般に開放されることで、だれにとっても使いやすいトイレとしてユニバーサル化されたは誰にとっても使いやすいものになっている反面、一般のトイレの多くは、ユニバーサル化されないままである。その結果、一般のトイレを使用できない車いす利用者がその分利用者が増え、本当に必要な人が必要な時に使えないといった問題も発生している。くなっているのではないかという指摘もある。

<u>さらに、機器単体としてはユニバーサルであっても、システム全体として見</u>ると使えないといったこともある。

したがって、ユニバーサルデザインの普及は、このように、障害者は日常生活において様々な不自由を感じていることから、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、日常生活や社会生活を営む上で、不可欠である。ことができるように、ユニバーサルデザインの普及が不可欠である。

そして、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできるというユニバーサルデザインの考え方が、単に製品だけでなく、広く、環境、計画及びサービスの設計などについても、同じくなされなければならない。

このように、様々なそのためには、ユニバーサルデザインに基づく製品、環

境、計画及びサービスの設計がユニバーサルデザインに基づいて行われる必要があるが、このためには、なされるための、研究開発における具体的な指針やガイドラインの策定、財政的支援、計画的普及のための措置を含む体制の整備を図ることが必要である。り、ユニバーサルデザインを社会全体で進めていくには障害当事者が規格策定や評価に関与できるような社会的仕組みも必要である。

<u>また、さらに、ユニバーサルデザインの普及とともに、障害者の</u>補装具など、<del>そもそも特定</del>一般の商品などではそもそも対応できない分野も存在するので、ユニバーサルデザインの普及とは別個に障害者のニーズを踏まえた様々な支援機器の改良、技術開発も重要であり、さらに、に応じることが求められるものや、障害者の日常生活や社会生活にとって障壁となるものを除去するためのバリアフリーのための措置も、同時に講じられなければならない。

このような障害者のニーズに応えるための改良開発やバリアフリー化の措置は、一般商品等のユニバーサル化を促進する側面も有しているという点でも大きな意義を有している。例えば、元来は聴覚障害者の利便のために考えられた携帯電話のバイブレータ機能、電車内で次の停車駅等を知らせる電光表示装置、視覚障害者の利便を考えたシャンプーとリンスの容器を区別する凸のしるし、当初患者用に開発された医療用便座が改良されてウォシュレットとして普及したことなどがこれに当たる。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 製品、環境、計画及びサービスの設計などに当たっては、可能な限りすべての人が利用できるようにするというユニバーサルデザインの理念が、施策に反映されるようにすること。
- ・ その際には、可能な限り障害当事者が参画し、その意見を踏まえたものとすること。
- ・ 同時に、特定のニーズに応じ、また又は、生活上の障壁となるものを除去するため、障害者のニーズを調査研究し、世界の技術開発の成果をも取り入れた障害者の支援機器の普及、技術開発について、必要な措置を講ずること

0

・ <u>障害当事者が規格策定や評価に関与できる社会的仕組みを設け、障害者の</u> 意見を踏まえたものとすること。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- ユニバーサルデザインの理念があらゆる施策に反映されるようにすること。
- 〇 障害者が自立した日常生活や社会参加を行うために必要な福祉用具等の研究開発や普及のために必要な施策を講ずること。

## 140)公共的施設のバリアフリー化、並びにと交通・移動の確保

#### (推進会議の認識)

障害者が、必要に応じて、公共的施設、交通機関等を円滑に利用できるようにすることは、あらゆる権利行使の前提であり、障害者の日常生活又は社会生活を営むうえで欠かすことのできない切実な課題である。

#### 【国及び地方公共団体の責務と地域間格差の解消】

公共的施設のバリアフリーにおいては、一定の進展はみられるものの、地方においては、バリアフリー新法の対象となる規模以上の建築物や施設等が大都市よりも少ないため、結果として地方における整備が進んでいない現状がある。今後の交通基本法の法案内容を視野に入れながらも、バリアフリー新法には責務の主体として「国」、「地方公共団体」及び「公共的施設を設置する事業者」が明記されていることに留意し、地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の遅れを解消することが必要である。そして、地域間格差の解消のため、整備対象施設の更なる範囲の拡大も含めた効果的な方策が実施されなければならない。

#### 【交通計画又は市町村の基本構想策定に必要な視点】

現在、検討されている交通基本法との関連を踏まえ、国及び地方公共団体による交通計画の策定やバリアフリー新法に基づく市町村の移動等円滑化基本構想の作成・改定にあたっては、利用や移動が困難な障害者の参画を図り、

その意見を尊重することが必要である。

## 【合理的配慮の位置づけ】

国は、公共的施設、交通機関等のバリアフリー化における最低基準を示して基盤整備を行っているところであるが、その最低基準による基盤整備をしてもなお、障害者の障害特性等によって利用や移動に制約が残る個別的事案が生じた場合には、事業者が合理的配慮の提供を適切に行うことができるよう、国及び地方公共団体は、必要な技術的又は財政的支援を講ずることが必要である。

また、公共的施設や交通機関等の利用や移動における差別事案の解決の在り方については、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議においても検討を進める。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ <u>国及び地方公共団体は、</u>地域間格差の実情を踏まえ、切れ目のない交通<u>・</u> 移動手段も<u>を</u>確保するという観点から、地方における公共施設や交通機関等 のバリアフリー整備の促進をより一層計画的に推進すること。
  - 国及び地方公共団体における公共的施設、交通機関等の整備に関する計画の策定にあたっては、障害者の参画と意見を尊重し、当事者のニーズを適切に踏まえたものとすること。
- ・ <del>国及び地方公共団体は、</del>合理的配慮を確保するために必要な施策を実施 すること。

### (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○ 障害者のニーズを踏まえた形で大都市部のみならず地方部においてもバリアフリー化を計画的に推進すること。

### 121) 情報アクセス・コミュニケーション保障

## (推進会議の認識)

基本理念で述べたように、日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語を使用し、又はコミュニケーション手段を利用使用することに困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。それ故に、コミュニケーションに困難を抱える障害者が障害のない人者と等しく人権が保障されるために必要な措置が講じられなければならない。

# 【必要とする言語の使用及び多様なコミュニケーション手段の利用】

国及び地方公共団体は、すべての障害者に情報へのアクセスとコミュニケーションを権利として保障するため、障害者が必要とする言語の使用及びコミュニケーション手段の利用を可能にする支援の確保やそれにかかわる人材の養成等、必要な措置を講ずるべきである。

また、国及び地方公共団体は、情報通信技術を含む支援技術において、電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者が、この製品・サービスを提供するにあたって、障害者に障害のない人と平等に情報へのアクセスとコミュニケーション手段を提供できるよう、必要な措置を講じずるべきである。

#### 【災害時の情報と必要な支援の提供】

国及び地方公共団体は、自然災害や人為による災害が発生したときには、通常の生活に重大な支障が生じる、又は生命に危険が及ぶあらゆる現象に関する情報と、これらの支障や影響を回避するための情報を障害者に提供しなければならない(発生場所、規模、内容、今後の動向、避難ルート、避難場所、避難先で得られる情報保障の内容(手話通訳者の有無等)、医療や配給等の情報、交通情報など)。

また、こうした情報を一方的に伝えるだけではなく、災害時に障害者と連絡 を取り、必要な支援を把握、提供しなければならない。

#### 【情報提供における障害者の参加】

電気通信<u>みび</u>、放送<u>、電子出版及び</u>その他の情報の提供に係る役務の提供並びにコンピューターなどの情報通信機器の製造等を行う事業者は、役務の提供並びに機器の製造等のプロセスにおいて障害者の意見を聴取する機会を設け、

もって障害者の利用の便宜を図るべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者は、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするため、必要な情報及びコミュニケーション手段が保障される権利を有する。
- ・ <u>国及び地方公共団体は、</u>障害者が情報にアクセスし、必要とするコミュニケーション手段を使用することができるよう、必要な施策を講ずること。
- ・ 国及び地方公共団体は、災害時において、障害の特性に対応した伝達手段 による緊急連絡等の必要な支援を障害者に提供及び相互に連絡できるよう 必要な施策を講ずること。
- ・ <u>国及び地方公共団体は、</u>事業者が障害者に障害のない人と同等の情報を提供できるよう、必要な施策を講ずること。

### (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- O 障害者が必要とする情報収集手段やコミュニケーション手段を使用する ことができるよう必要な施策を講ずること。
- 〇 災害情報の提供に当たっては、障害者の特性に配慮した伝達手段が提供 されるよう必要な施策を講ずること。

### 132) 文化・スポーツ

#### (推進会議の認識)

自由に文化・スポーツに参加し、これに貢献し、又は楽しむこと、そして、 レクリエーション・余暇等を楽しむことは、障害の有無にかかわらず、すべ ての人の権利である。しかしながら、障害者はその機会へのアクセスを欠き、 排除されることもある。また、文化やスポーツは贅沢なものであり、障害者 の享受には制限があっても仕方がない、というような社会的通念もあるが、 これらは変えていかなければならない。

現行の基本法には「障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ」とあるが、障害者は文化的意欲が乏しいという想定で支援しなければならないとも受け取られかねない表現になっている。むしろ、障害者が文化・スポーツ等に参加、貢献する主体であることを前提とした表現に改めるべきである。

## 【文化等について】

障害者が文化、余暇、レクリエーション等を享受しようとする場合に、物理的バリアのため施設やその機会を利用できない、映画の字幕など情報保障の欠如のために文化作品等を鑑賞できない、文化施設等までの交通アクセスが整備されていない等の実態があるため、障害のある人が障害のない人と同等に文化、余暇、レクリエーション等を享受できるようにする必要がある。また、障害者が芸術・文化活動等創造的な分野で活動ができるような支援や環境整備も必要である。

このような観点から、以下を実施すべきである。

・ 美術館や博物館における字幕や音声解説の普及、鑑賞しやすい展示方法 の改善や劇場での補聴援助システム等の整備などとともに、国内の文化的 に重要な記念物及び遺跡、歴史的建造物への障害者のアクセスについて、 どのような不都合が生じているかについての実態を把握し、可能な限り障害者の利用への配慮を行うするなど、鑑賞しやすい環境整備が行われるように必要な支援を行う講ずる。

【文部科学省·関係省庁】

・ 第一次意見における情報バリアフリーの一環として、映画、<u>DVD-D-V-D-へ</u>の字幕付与等について、障害のある人に対する情報保障が行われるように 必要な環境整備を図る。

【関係省庁】

### 【スポーツについて】

障害者がスポーツを楽しもうとする場合に、物理的バリアのため施設を利用できない、精神障害を理由に施設の利用が拒否される、車椅子利用であるために一般の市民マラソン大会への参加を拒否される等の実態がある。

たとえば、スポーツへの参加資格が問われない場合、又は参加資格が必要ではあるが参加資格を満たす場合において、障害に基づいて参加が拒否されたり、合理的配慮の提供が当該競技の本質を害することがないにもかかわらず提供されないことで、参加ができないなどの差別があってはならない。

また、国際レベルの大会に出場できるアスリートであっても海外等で長期の遠征に行く際に費用の問題や職場の理解を得られないなどのために、競技を断念せざるを得ないこともある。

しかしながら、障害の有無に関わらず、スポーツに参加する機会は平等に 与えられるべきであり、障害のある人も障害のない人も共にスポーツを観戦 したり、参加できるようにしなければならない。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- ・ 国又は地方公共団体は、障害者が差別なく、スポーツに参加できる機会を有することができるように、官民の施設整備やスポーツ大会等の運営に当たってバリアフリーの整備及び、合理的配慮の確保が行われるようにするなど、必要な環境整備を行い、障害者スポーツの振興を図る。
- 国又は地方公共団体は、特に競技性の高い障害者スポーツについては、 競技スポーツとしての一般への周知・理解を広め、これを育成するために 財政的支援を含め必要な措置を講ずる。
- 国又は地方公共団体は、障害者がスポーツに触れる機会を増やし、スポーツを行う障害者の裾野を広げるために、障害者スポーツの指導者の育成等必要な措置を講ずる。

【文部科学省・厚生労働省】

### 【文化・スポーツ等のいずれにもかかわる点について】

障害者が障害のない人と同等にスポーツに参加したり、観戦を楽しんだり、 又は、文化活動に参加したり、文化等を享受するためには、そもそもこれら

- の機会にアクセスできなければならない。 このような観点から、以下を実施すべきである。
- ・ 移動支援、身体介助、コミュニケーション支援などの福祉的支援は障害者が文化・スポーツ等を享受するために不可欠であることから、平成23年末を目途に総合福祉部会において進められている福祉的支援の在り方の検討に当たっては、こうした観点も踏まえた検討を行う。

【厚生労働省】

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者は、文化、スポーツ、レクレーション、余暇に参加し、これに貢献し、これらを楽しむ権利があることを確認すること。
- ・ 障害者は文化的意欲が乏しいので意欲を喚起させなければならないとの 誤解を招きかねない現行の「障害者に文化的意欲を起こさせ」という表現 は用いないこととし、障害者が文化を創造し、貢献する主体であることを 前提にした表現を用いること。

## (政府に求める今後の取組に関する意見)

- 〇 障害者が芸術・文化活動をする際に必要な配慮や支援等が提供されるための環境整備を図るための具体的方策を検討し、平成23年度内を目途にその結論を得る。
- 〇 障害者スポーツ振興のために必要な環境整備を図るとともに、障害者スポーツの指導者の育成等の在り方について検討し、平成23年度内を目途にその結論を得る。

### (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○ 障害者が文化・スポーツ等の分野において自主的に様々な活動をすることができるようにするために必要な施策を講ずること。

○ 文化・スポーツ等の分野において、障害者は庇護の対象であるかのよう な誤解を招く表現は用いないこと。

## 143) 所得保障

## (推進会議の認識)

人の生活を賄う所得は一般的には就労による所得と年金や手当などに大き く依存している。

しかし、障害者の場合、就労に関しては、障害者雇用促進法に基づく一般就 労における法定雇用率自体が全体として達成されたこともなく、働く希望を有 している障害者に法制度自体が応えられていない現状がある。

また、障害者自立支援法に基づく、就労継続支援B型において得られる工賃 も月額平均1万3千円程度である。

さらに、障害基礎年金は、長年の労働による財産の蓄積が期待できないにもかかわらず、保険方式を原則とする年金制度においては例外的地位なるがゆえに、老齢基礎年金を基本とした給付設計となっており、障害者の生活実態を踏まえた住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用を補填できる内容とはなっていない。

このような社会保障制度のなかにあって、障害者の所得水準は総合的に極めて低い状態に置かれている。例えば、20~65歳未満の障害者は、福祉的就労を含む「仕事あり」の比率においてさえ、全就労者が77.1%に対して、障害者は58.5%にとどまっている<u>(\*)³</u>。さらに、就労収入を含む総年間収入においても、障害者単身世帯においては、男性が約174万円<u>、</u>女性が92万円と、全就労者の収入と比較して、男性が42.5%女性が33.9%と、著しく低い水準にとど

<sup>3</sup> 遠山真世 (2008)「障害者の就労実態:参加と自立を阻む要因」p. 37 (勝又幸子主任研究者『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』平成19年度総括研究報告書)

:まっている (\*) <sup>45</sup>。

障害者も含めてすべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するところ、以上の状況からみると障害者が単身で暮らそうとしても、日常生活に必要な所得を就労や年金によることが困難な状況に置かれていることは明白であり、逆に言えば、家族に依存するか、公的扶助に依拠した生活又は施設や病院で暮らさざるを得ない状況にあることがわかる。

## 【公的年金制度改革における検討】

第一次意見にあるように、多くの障害者が国民一般の所得水準に達していない現状を踏まえ、障害者が障害のない人者と同等に地域社会で自立した生活を営むことができるよう政府において平成25年常会に法案提出を予定している新たな年金制度創設に向けた議論と併せて、障害者が地域社会において自立した生活を営むために必要な所得保障の在り方について、給付水準と負担、並びに稼働所得との調整の在り方を含めて検討を行うべきである。

基本法においては、地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、稼働所得<u>の不足分を補えるようなとリンクした</u>年金<u>、手当</u>施策が取り組まれるべき旨を反映すべきである。

#### 【無年金障害者の所得保障】

同じく、第一次意見にあるように、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情等により、障害基礎年金の支給対象から除外されている無年金障害者(20歳以前の初診日認定ができない者、国籍条項撤廃時(<del>1982</del>代昭和57)<u>(</u>1982)年)に20歳以上の在日外国人障害者等)が、現在多数存在している。

このような現状を受けて、学生無年金障害者等を福祉的措置によって救済するために設けられた「特別障害給付金」の給付対象範囲の拡大を含め、無年金障害者の困窮状態の改善を図る措置を早急に講ずるべきである。

<sup>4</sup> 土屋葉(2008)『障害者の自立支援に向けた生活実態把握の重要性 - 「障害者生活実態調査」 の結果から-」』p. 200、『季刊社会保障研究』Vol. 44 No. 2

<sup>5 『</sup>障害者生活実態調査』(勝又幸子他 2008「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」土屋葉(2008)障害者の自立支援に向けた生活実態把握の重要性 - 「障害者生活実態調査」の結果から一季刊社会保障研究 Vol. 44 No. 2

基本法においては、地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、無年金障害者の救済を含みうる形で、手当などの施策が取り組まれるよう反映されねばならない。

## 【経済的負担等の軽減】

住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用等に関して、国及び地方公共団体は、障害者の地域社会で生活する権利を促進し、その自立を支援するために、障害者及び障害者を介助する親族等の経済的負担の軽減を図らねばならない。

その中でも大きな問題として提起された「障害福祉サービス」における利用者負担の問題は、自立支援医療も含めて、応益負担を廃止することを前提に、総合福祉部会の議論を踏まえて、利用にかかる負担の在り方を引き続き検討しなければならない。

また、現行の経済的負担の軽減を図るための税制上の措置については、その 有効性を検討するべきである。

公共交通機関や公共的施設の利用料等の減免については、距離等の制限を見 直して日常生活に有効に機能するよう是正に努める。

さらに、これらの軽減措置において、障害種別・程度を判断基準とした医学 モデル的な観点からではなく、生活の実態に基づくニーズを判断基準とする社 会モデル的な観点から、その必要性が判断されるべきであり、不合理な格差は なくさなければならない。

したがって、基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の自立支援の観点から、障害の種別・程度にかかわりなく、障害者が置かれたその生活実態に基づいて、障害者及び障害者を介助する親族の経済的負担の軽減を図るため、有効な税制上の措置、日常的に必要な公共交通機関や公共的施設の利用料等の減免だけでなく、日常生活又は社会生活上必要な住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用に関しても軽減措置を図るべき旨を反映すべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、稼働所得の不足分を

補えるような<del>とリンクした</del>年金、手当施策が行われること。

- ・ 地域社会で生活するに足りる所得保障の一環として、無年金障害者の救済 を含みうる形で、現行規定の手当などの施策が行われること。
- ・ 国及び地方公共団体は、障害者の自立支援の観点から、障害の種別・程度 にかかわりなく障害者の置かれた生活実態に基づいて、障害者及び障害者を 介助する親族の経済的負担の軽減を図るため、有効な税制上の措置、住宅に かかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用等に関して軽減措置を講ずる こと。

# (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○ 障害者が地域社会において自立した生活ができるよう、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講ずるとともに、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講ずるなど障害者が障害のために追加的に要する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずること。

# 154) 政治参加

#### (推進会議の認識)

政治参加の問題は、投票行為、障害のある議員の議会活動、障害者の政治活動への参加、議会や政治に関する情報保障、公的活動への参加等、幅広い分野に及び、多くの課題を抱えている。

たとえば、成年被後見人は、公職選挙法における欠格条項により選挙権・被選挙権を奪われ、国や地方公共団体の関連する審議会や検討会への参画にあたって、障害の特性やニーズによる合理的配慮が行われないことによって、公的活動への参加の機会が奪われるなど、政治参加にかかわる障害に基づく制限や排除、又は欠格条項の問題は、障害に基づく差別の問題として、今後、差別禁止部会での議論を踏まえ、引き続き推進会議において検討を進めることが必要である。

選挙等に関する情報提供や投票行為にかかる環境整備については、点字及 び音声による選挙公報等の発行が十分になされていないことや、政見放送に おいて字幕、手話の付与が十分にはなされていない等、障害者が情報を得ることが困難な状況がある。また、重度の在宅障害者等が対象になる郵便投票が「自筆」を条件としていることや、投票所までの又は投票所内の<u>移動、情報</u>アクセス<u>及びその他</u>や必要な配慮の確保など<u>の</u>、多くの不備が<u>あるなど、</u>公正かつ適切な選挙の実施の観点で大きな問題が指摘されている。

## 【選挙等に関する情報提供と投票のための必要な体制の整備】

国及び地方公共団体は、法律の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が障害者でない者と同等に容易に必要な情報が提供され、投票することができる条件整備が必要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 選挙等に関する情報の提供と投票を容易にする観点から、障害の特性に 配慮した必要な体制を整備すること。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

〇 選挙等の実施において、選挙等に係る情報の提供や投票等について障害 の特性に配慮した施策を講ずること。

### 165) 司法手続

### (推進会議の認識)

刑事訴訟手続きや民事訴訟手続きを始めとする司法手続きにおいては、障害があるために意思表示や理解の面で制約を受けている人に対する配慮が、著しく欠けているとの指摘がある。例えば捜査段階においては、逮捕状の内容や黙秘権などについて取調べ者が一般的な説明しかしないため、障害者は何を言われているのか理解できず、有効・適切に自己防衛することができないことが多い。公訴、公判、刑の執行、拘禁施設全般にわたっても同様で、

障害のある被疑者等が意思表示等の面でどのような困難さをもっているかを 把握、留意するという過程は全くないという指摘がある。

民事手続においても、口頭弁論手続のみならず、尋問や証拠調べ手続き、 さらには、判決等の手続きにおいても、手続き上の配慮があるとは言い難い。 さらに、民事訴訟手続や刑事訴訟手続等における障害者のコミュニケーションの確保のために必要な人的、物理的支援に係る費用についても、障害の ない人の場合と比較して不利益を負う状況にある。

以上のような状況を踏まえ、障害者への司法手続き上の手続的適正を確保 し、もってその権利を保障するための措置を講ずることが必要である。

## 【司法に係る手続等と必要な配慮】

国及び地方公共団体は、障害者が被疑者、被告人、受刑者等の直接の当事者の場合において、少年事件の手続き、捜査(取調べ、実況見分、逮捕等)、公判、判決、刑の執行、受刑を含む拘禁手続き及び処遇、民事事件における口頭弁論、証拠調べや判決手続き等、手続き及び処遇全般にわたって、障害者の特性に応じた手続き上の配慮が必要であり、それらにかかる費用負担を含め、そのために必要な措置を取らなければならない。がまた、障害者が司法関係者、参考人、証人、裁判員、傍聴者など間接的な関わりを持つ場合においても、同様の措置が行われなければならない。

#### 【コミュニケーション手段等の確保措置】

国及び地方公共団体は、上記手続き<u>及び処遇</u>上の配慮、特に障害者が必要とする適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずると同時に、これらのコミュニケーション手段等についての情報を、障害者に告知するべきである。このコミュニケーション手段等には、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者、知的障害者等への説明者等の立会いによる情報保障を含み、司法機関としてこれらの者への研修を行うべきである。

#### 【司法関係者に対する研修】

国及び地方公共団体は、司法手続きに係る関係職員(警察官及び刑務官<u>等</u>を含む。)に対して、障害の理解及びと必要とされる手続き及び処遇上の配慮に関して、研修を行うべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 司法手続において、障害者が必要とする手続き<u>及び処遇</u>上の配慮、特に 適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずること。
- ・ 司法手続に係る関係職員(警察官及び刑務官<u>等</u>を含む。)に対して、障害 の理解<u>及び</u>と必要とされる手続き<u>及び処遇</u>上の配慮に関して研修を行うこ と。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○ 司法手続において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保 等の必要な配慮がなされるとともに、関係職員に対して障害の理解等に関 する研修を行うなどの必要な施策を講ずること。

# 176) 国際協力

## (推進会議の認識)

日本は、第十½次及び第2½次「アジア太平洋障害者の十年 (1993-2002、2003-2012)」の提唱国として、NGO等と協力しつつ、アジア太平洋における障害分野の国際協力に積極的に貢献してきており、諸外国からも高い評価を受けている。今後も国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)を中心に、更に積極的な役割を期待されている。さらに、アフリカや中南米での実績もあり、アジア太平洋地域を越えた広範な地域での活動を継続し、推進すべきである。日本は、障害分野での国際協力について、法的には直接的な規定を有していないが、障害者権利条約は国際協力の必要性をうたっており、障害分野における国際協力を促進するためには、基本法に、国際協力に関する取り組みを行う旨を盛り込む必要があるべきことを明記する必要がある。

また、国際協力においては、障害に特化した国際協力事業だけでなく、あらゆる国際協力事業について障害者が担い手及び受益者となりうるようアクセシビリティの確保等を重視するべきである。その際、外国政府や国際機関だけでなく、NGO等、特に障害者の組織と共同して取り組むことが重要で

ある。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- 障害分野における国際協力に必要な取組を行うこと。
- ・ 障害分野における国際協力は、外国政府、国際機関又は障害者の組織を 含む民間団体との連携により行うこと。
- ・ 障害分野における国際協力について、その取組の担い手及び受益者として障害者が参加できるように、国際協力事業全般のバリアフリーの促進とともに、合理的配慮の提供を確保すること。

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

〇 障害分野における国際協力を推進するため、外国政府、国際機関等との 相互の連携や協力を図るために必要な施策を講ずること。

# 4. 推進体制

## 1)組織

### (推進会議の認識)

### 【組織】

障害者権利条約では、監視機関(モニタリング機関)について、締約国に対して、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を監視するための枠組みを自国内において維持・強化・設置することなどを要請している。

(国)

中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者、 学識経験者等で構成する審議会組織を新たに内閣府に設置すべきである。そ の際、当事者の意見を反映させる観点から、構成員の過半数を障害当事者と することが必要である。 (地方)

各都道府県及び市町村において、実態を踏まえた実効性のある都道府県障害者計画を策定し、地方においても障害者権利条約の理念を実現していくためには、地方における施策の実施状況の監視を、協働による地域づくりといった観点から行う権限を新たに付与するなど、現行の地方障害者施策推進協議会の権限を強化し、当事者の意見を反映させる観点から、その構成員の過半数を障害当事者とすることが必要である。

また、地方における障害者施策の多くは、市町村により実施されていることから、市町村においても、<u>現行の</u>地方障害者施策推進協議会の権限を強化した新たな組織を必置とすべきである。

## 2) 所掌事務

## (推進会議の認識)

### 【所掌事務】

(国)

国に置かれる審議会組織は、障害者施策の確実な実施を図るため、以下の事務を担う必要がある。

- 障害者基本計画策定の際の意見具申を行うこと
- 障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うこと
- ・ 障害者に関する施策の実施状況を監視し、必要に応じて関係各大臣に勧 告を行うこと

また、勧告が行われた場合に、関係大臣は、これに基づき講じた施策について、審議会組織に<u>適切な期間内に</u>報告を行わなければならないこととすべきである。

改革集中期間内にあっては、これらに加えて、障害者制度の集中的な改革 の推進のため、必要な調査審議を行うとともに、関係大臣に意見を述べられ るようにすべきである。

また、調査審議を実効あるものとするため、関係各大臣に資料の提出や説明など必要な協力を求めることや、意見具申を行えるようにすることが必要

である。加えて、地方における障害者施策の推進状況を的確に把握するため、 地方の監視機関に対して、施策の実施状況の報告を求めることができるよう にすべきである。

上記の任務を十全に果たすため、監視等の審議に当たって、必要な情報保障を含めた委員の適正な待遇の確保や必要な事務局体制の整備をすべきである。

## (地方)

地方に置かれる審議会組織は、地方における障害者施策の実施を図り、<u>障</u> <u>害者</u>権利条約の理念を実現するため、現行の事務に加えて、以下の事務を新 たに担う必要がある。

・ 施策の実施状況の監視(検証、評価、提言等を含む。)事務を行うこと

## (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 〇 中央障害者施策推進協議会及び障がい者制度改革推進会議を発展的に改組し、障害当事者、学識経験者等で構成する新たな審議会組織を内閣府に置くこと。
- 新たに国に置かれる審議会組織は、障害者基本計画及び障害者に関する 基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、 必要に応じて勧告を行うことができるようにすること。
- 国に置かれる審議会組織は、改革の集中期間において、制度改革の推進 に関する事項についても調査審議を行うものとすること。
- O 国に置かれる審議会組織が任務を十全に果たせるようにするため、関係 行政機関、関係団体等に対し必要な協力を求めることができるようにする こと。
- 〇 地方に置かれる審議会組織は、現行の事務に加えて、新たに施策の実施 状況に関する監視に関する事務を行うこと。

# Ⅱ.「障害」の表記

## (推進会議の認識)

#### 【作業チームの設置】

推進会議は、「障害」の表記に関する作業チームを設置し、「障害」のほか、「障碍」、「障がい」、「チャレンジド」等の様々な見解があることを踏まえ、それぞれの表記を採用している障害者団体、地方公共団体、企業、マスメディア、学識経験者等 1010 名から、その考え方や運用状況等についてヒアリングを行うとともに、障害団体関係者も含む一般からの意見募集を実施した。同作業チームによる報告を受けた推進会議はその報告に基づき、現時点における考え方の整理と今後の課題について検討を行い、以下のことを確認した。

## 【表記問題に対する結論】

「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。

他方で、この度の様々な関係者、有識者からのヒアリング等を通じて、これまで明らかになっていなかった検討課題や論点も浮かび上がってきており、今後「障害」の表記に関する議論を進めるに当たっては、以下の観点が必要と考えられる。

- ・ 「障害(者)」の表記は、障害のある当事者(家族を含む。)のアイデン ティティと密接な関係があるので、当事者がどのような呼称や表記を望ん でいるかに配慮すること。
- 「障害」の表記を社会モデルの観点から検討していくに当たっては、障害者権利条約における障害者(persons with disabilities)の考え方、<del>I</del> <del>C F ICF</del> (国際生活機能分類)の障害概念、及び障害学における表記に関する議論等との整合性に配慮すること。

これらを踏まえ、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の

結論を得ることを目指すべきである。

## 【今後の課題】

今後の取り組みとして、具体的には、以下の取り組みが重要であるが、その際、障害は様々な社会的障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に置きつつ、それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。

なお、表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障碍」という表記を 使いやすくするべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字に追加するよう提言す ることの適否について、併せて検討すべきである。

以上を踏まえて、次のことを行うべきである。

- ・ 各種シンポジウムや障害者週間等の啓発事業を通じて、「障害」のそれぞれの表記に関する議論を紹介するとともに、幅広く様々な主体における議論を喚起していくこと。
- ・ 「障害」のそれぞれの表記の普及状況について、定期的に調査を行うな ど、その把握に努めること。
- ・ 近年、国会においても「障碍」や「障がい」等の表記を挙げて、「障害」 の表記の在り方に関する議論が度々なされており、このような動向も注視 しつつ検討を進めること。